

第4回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成26年10月7日(火) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議第14号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 4 | 議第15号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 5 | 議第16号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第17号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第18号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第19号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第20号 | 高山市農業振興に関する建議(案)について |
| 日程第10 | 議第21号 | 農地利用集積円滑化事業規定変更の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西嶋徳明、西本壽吉、車戸明良、田中正躬、岩村聡、平田秀雄、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
農地相談員 大平茂

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 清水一徳
書記 山内一弘、脇坂光生、宮垣津弘、武川尚、荒木順吉、松林彰、大江泰一郎、柚原克彦、松田俊彦、船坂康博、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

なし

職務代理	<p>ただいまより第4回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席の委員はありません。</p> <p>よって、本日出席委員は36名全員でありますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>皆様ご苦労さまです。</p> <p>収穫の秋も終盤を向かえておりますが、今年度は、全国的な米余りで販売価格の低迷に拍車をかけています。食管法制定以来、米政策の低迷というか米に対する政策があまりにも無策ではなかったかと思えます。</p> <p>次年度以降の作付けに懸念があります。国は、「稲作政策ではなく、命を守る政策」としてとらえ力を注いでほしいところです。</p> <p>今年も天候不順ではありましたが、一等米比率は良さそうと聞いています。市が助成する共同防除の費用も200万円を超えています。こうしたことが、生産者のコスト低減にもつながっています。</p> <p>行政（国）では、次年度に向けた予算編成中であり、中間管理機構への予算も大きくなる中、市におかれましても、最適な方策と予算化をお願いしたいと思えます。</p> <p>本日も多数の議案が上程されております。総会議案及び協議会について慎重なご審議をお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（憲章朗唱）</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。</p>

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 9番 下田正克 委員と、10番 田中利博 委員
を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 議第14号 農地法第3条の規定による権利移動の
許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の
各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を
満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者につ
いても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたしま
す。

今回は、5件の上程となります。

1番は、岩井町地内の案件で、南部になります。受人宅の近隣
地である申請地を分筆して、1筆 畑 232㎡を取得するもの
です。受人の耕作面積は7,036㎡で、作付けについては露地
野菜の予定です。

2番は、片野町1丁目地内の案件になります。親族間で贈与に
より所有権分の移転になります、田畑2筆 563㎡を取得する
ものです。現状で2人で100%持っているが、今回渡人の持分

を、さらに6等分して、受人に移転するものです。受人の耕作面積は5,041㎡で、作付けについては露地野菜の予定です。

3番は、石浦町1丁目地内の案件になります。市から受人が、畑1筆33㎡を隣地取得するものです。受人の耕作面積は9,490㎡で、作付けについては露地野菜の予定です。

4番5番は、荘川町地内の案件になります。それぞれを交換するものなので一括して説明します。田2筆737㎡と443㎡を交換するものです。それぞれの耕作地が、交換農地の隣地にもあり、利便性を考慮しての交換です。

以上、5件、田3筆、畑2筆、合わせて5筆、2,008㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 他にご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第4議第15号農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

本日は5件の上程です。

1番は片野町6丁目の案件です。田1筆88㎡について、隣接する住宅の庭としての申請です。あわせて、一体利用地があり、この件については5条の3番で説明させていただきます。

2番は石浦町1丁目地内の案件です。畑2筆 25.78㎡について、作業用の進入路にしたいとの転用目的です。この奥に共有林があるため、その作業に入るための申請です。

3番は石浦町8丁目地内の案件です。田5筆 504.99㎡を賃貸アパートとするための転用申請です。一体利用地あり、事変の対象地もあります。まちづくり条例対象案件です

4番は松之木町地内の案件です。畑1筆 28㎡を隣接する自宅の駐車場とするための転用申請です。

5番は久々野町大西地内の案件です。田 1筆 99㎡を一般住宅の倉庫・車庫とする申請です。既転用となっているため、顛末書の提出をいただいています。

以上、5件、田7筆、畑3筆 10筆で計 745.77㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

日程第5 議第16号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は、13件の上程となります。

1番は、昭和町2丁目地内の案件です。田1筆、125㎡について、受人が転用して貸駐車場にするものです。事業変更対象もあり、これにより、目的変更して所有者変更、農地性残っているため5条申請必要となりました。事業変更は1・2番が関連しま

す。

2番は、片野町1丁目地内の案件です。畑2筆 255㎡について受人が車庫・庭等に転用するものです。親族同士で、所有していた分を、渡人がすべて贈与するものです。既転用のため、追認を求めるものです。

3番は、片野町6丁目地内の案件です。田1筆 4.62㎡、について、隣接する庭地に加えるもの。一体利用地があり4条1番が関連します。

4番は、岡本町4丁目地内の案件です。田2筆 293㎡、について、受人が賃貸住宅敷地に転用するものです。住宅は2件分。

5番は、下岡本町丁目地内の案件です。畑2筆 458㎡について、受人が取得してアンテナの管理敷地とするものです。

6番は、松之木町地内の案件です。田1筆 440㎡を、受人が取得し建具資材の乾燥とその置場に転用するものです。

7番は、本母町地内の案件です。田3筆 141㎡を、住宅用の通路や道路敷きに転用するものです。一体利用地があります。

8番は、石浦町地内の案件です。こちらは、田2筆1,663㎡を、分譲住宅の目的で申請するものです。8区画の予定です。まちづくり条例の該当です。

9番10番は、関連して西之一色町1丁目地内の案件です。田2筆 40㎡と25㎡を、9番は一般住宅の敷地、10番は建築業の会社敷地に転用するものです。9番の住宅については、非農地証明の1番で出る案件です。

11番は、荘川町黒谷地内の案件です。畑1筆 852㎡を一体利用地を含めて、東海北陸道の関連工事として仮設ヤードや、残土・資材置場に一時転用するものです。許可日から3年間の一時転用です。

12番は、久々野町無数河地内の案件です。2人が所有する 田2筆 畑2筆 計1,761㎡を、一体利用地を含めてコンビニの店舗及び駐車場に転用するものです。まちづくり条例の該当です。

13番は、国府町名張地内の案件です。畑7筆 計1,087㎡を、一体利用地を含めて一般住宅及び駐車場、庭等に転用するものです。一般住宅としては、広い敷地面積ですが、利用計画図で起伏を利用したドッグランを計画されています。

議 長

以上、13件、田14筆、畑14筆、合わせて28筆、
7144.62㎡についてご審議をお願いいたします。
ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

下田（正）
委 員

3条2番で移転した農地と、5条2番で転用した農地の位置に
ついて説明してほしい。

4条1番申請者と、5条3番受人の関係は？

池田書記

3条2番と5条2番について写真説明。

4条1番と5条3番については同居の親子です。

議 長

他に、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

他にご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農
地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に
意見を付する件については許可相当として意見を付することに決
定いたします。

日程第6 議第17号 農地転用許可後の事業計画変更の承認
申請に意見を付する件について を議題といたします。
事務局より説明を願います。

池田書記

本日は6件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番2番は、関連して昭和町2丁目地内の案件になります。2
番は5条1番とセットとなります。変更申請については、平成2
4年8月、5条の農地転用許可を受け、駐車場敷地として許可さ
れましたが、事情により、当初の規模を縮小する1番と、縮小し
た分2番を所有者を移転して目的を変更する申請となりました。

3番は、上岡本町2丁目地内の案件になります。変更申請の理
由は、平成22年3月、5条の許可を受け、庭園敷地として許可
されましたが、隣接する駐車場予定地と一体利用したいとの理由
で目的を駐車場に変更したいものです。

4番は、石浦町8丁目地内の案件になります。一体利用地とし
て4条3番で説明した場所となります。変更申請の理由は、平成
3年3月、5条の許可を受け、住宅敷地として許可されましたが、

造成されたもの、住宅建築に至らず、今回一体利用地のなかで目的を駐車場に変更したいものです。

5番は、清見町牧ヶ洞地内の案件になります。変更申請の理由は、平成1年4月、5条の許可を受け、資材置場として許可され利用されていましたが、最終的な現況確認をする前に太陽光発電施設を設置したため目的を変更したいものです。

6番は、国府町宇津江地内の案件になります。変更申請の理由は、平成18年11月、4条の許可を受け、アパート敷地として許可され、埋めたてまでされていましたが、資金調達に支障をきたしたため、所有権を移転して、目的を変更したいものです。

以上6件につきまして、ご審議願います。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、意見なしといたします。

日程第7 議第18号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行いますが、通常は、宅地として利用されているケースがほとんどです。

また、証明については、公的機関での証明書が必要となり、具体的には、家屋登記簿や課税証明等となります。また、非農地となってから、20年以上の経過していることが条件です。

本日は、2件の上程となります。

1番は西之一色町1丁目地内の案件になります。田2筆 101㎡について宅地として地目認定を求めるものです。住宅については、平成元年に家屋登記されており、登記簿記載を確認しております。

2番は、久々野町地内の案件になります。申請人の住宅だった田1筆 424㎡について宅地として地目認定を求めるもので、既に引っ越しをされておりますが、昭和57年に家屋登記が記載されていることを確認しております

以上、2件につきましてご審議願います。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、意見なしとし承認いたします。

日程第8 議第19号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は1件の利用権設定の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、新規就農計画認定者である借人は施設園芸（トマト）の経営をしており、畑1筆2,774㎡を新規5年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトの生産を行うものです。

以上、1件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見がございませんので、異議なしと認め農用地利用集積の決定については承認といたします。

日程第9 議第20号 高山市農業振興に関する建議（案）について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清水
農地主事

この件は市長及び議長への建議に向けて、9月末まで4つの部会において協議して頂き、10月2日の役員会にて内容を調整頂いた案件で、本日総会で審議をいただくものです。私の方で読み上げますが、議案文面中下線での表示部分については、追加又は訂正するものですのでよろしくお願い致します。

また、議長用として表紙の裏側の「はじめに」については、若干文面が市長用と異なりますので添付しております。

（議案書資料を読み上げ）

1頁・・・ はじめに

【建議項目】

- | | | |
|---------|----------------------|-----|
| 2頁・・・1 | 高山市の農業振興施策について | ①～④ |
| 2 | 鳥獣被害対策について | ①～④ |
| 3頁・・・3 | 荒廃農地等対策について | ①～③ |
| 4 | 「食農教育」と「地産地消」の推進について | ①～③ |
| 5 | 農業の安定的な経営の確保について | ①～⑤ |
| 4頁・・・6 | 農業生産条件の整備について | ①～⑤ |
| 7 | 畜産業の振興施策について | ①～⑤ |
| 5頁・・・8 | 地域特産物の開発と地域振興について | ①～③ |
| 9 | 林業の振興施策について | ①～④ |
| 6頁・・・10 | 農業委員会活動の促進について | ①～④ |

以上読み上げましたが、文面や文書体系で疑問等ありましたら、ご指摘いただきますようお願い致します。

平成26年度高山市農業振興に関する建議について、ご審議願います。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

空野委員

最近のTPPとか米の直接支払交付金制度などについて建議を

議長	<p>したらどうか。</p> <p>県への建議は別途行っている。地元高山市の農業振興に関しての建議であるため、市長及び議長へ建議するものである。了解願いたい。</p>
加藤委員	<p>教習射撃場建設整備の場所は、決まっているのか。</p>
事務局次長	<p>現在の位置で更新か、新しい場所で新規建設かは決まっていな</p> <p>い。</p> <p>他にございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p>
議長	<p>他に、意見がございませんので、それでは異議なしと認めまして高山市農業振興に関する建議（案）については承認することいたします。</p> <p>なお、10月21日に市長及び議長へ建議をいたします。役員の方は、当日8時45分に農務課執務室へ参集願います。</p>
中田振興主事	<p>日程第10 議第21号 農地利用集積円滑化事業規定変更の決定について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>この議案については、「農業経営基盤強化法の基本要綱」の改正に伴い「農地保有合理化事業」が廃止され、「農地中間管理事業」が創設されたことにより、これに関する規定の一部を改正するものであります。</p> <p>規程の第4条第1項中の「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、同条2項中の「農地保有合理化事業」を「農地中間管理事業」に、第11条中の「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改正するものであります。</p> <p>なお、この規定の改正は行政庁の承認を受けた日から効力を生ずるものとなります。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p>

(異議なし)

議

長

他にご意見等ございませんので、異議なしと認めまして、農地
利用集積円滑化事業規程変更については承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご
意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第4回高山市農業委員会を閉会
いたします。ありがとうございました。

午後2時50分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

下田 正克 委員

田中 利博 委員
